

令和 8 年度第 2 回守山市地域包括支援センター運営協議会 議事録（要旨）

会議名	第 2 回守山市地域包括支援センター運営協議会
開催日時	令和 8 年 7 月 31 日（金）午後 2 時 00 分から午後 3 時 30 分まで
場所	守山市役所 3 階 31・32 会議室
委員出席者	清水会長、番川委員、廣田委員、兼松委員、小島委員、藤本委員、瀧上委員（順不同）
委員欠席者	小川委員、小西委員、門田委員
事務局	（健康福祉部）理事 川上、次長（所長） 遠山 （地域包括支援センター） 所長補佐 平、係長 大木、主任 前田 （南部地区地域包括支援センター）所長 瀧田 （中部地区地域包括支援センター）所長 山口 （北部地区地域包括支援センター）所長 嘉住 （介護保険課）課長 川島 （長寿政策課）課長 竹村、係長 青木、係長 徳田
会議の次第	1 開会 2 報告事項 （1）令和 7 年度圏域地域包括支援センターの事業および収支の報告について 3 協議事項 （1）圏域地域包括支援センターの次期委託の運営方針について （2）令和 8 年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務の委託について 4 その他 5 閉会
会議資料	・令和 7 年度圏域地域包括支援センターの事業および収支の報告について…資料 1、参考資料 1-1、1-2、1-3 ・圏域地域包括支援センターの次期委託の運営方針について…資料 2-1、2-2、2-3 ・令和 8 年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務の委託について…資料 3 および別紙
公開・非公開の別	☒ 公開 ☐ 非公開
傍聴者	2 名

1 開会

〈遠山次長（所長）より開会〉

〈委員の出席者数の確認〉

10名中7名の出席により、本会議は成立。

2 報告事項

(1) 令和7年度圏域地域包括支援センターの事業および収支の報告について

事務局	資料1に基づき、各圏域より説明。
湧上委員	収支報告書を確認した。基本的に圏域センターは7人体制ということだが、欠員状態であったということ。そのことにより事業に影響はなかったか。
事務局	欠員状態のため負担感があったが、相談や依頼のあった講座、すべて対応し、業務に影響が無い様に対応をすることができた。
小島委員	守山市の圏域センターの職員配置は他市と比較し充実していると聞いている。それぞれの圏域で特徴ある動きをしていて、それは評価されることだが、今後高齢者が増加することが見込まれる中でこのままの動きでいいのだろうか。改めて考えていく必要があるのではないか。
番川委員	各圏域センターが地域の特徴にあった活動を工夫しながら行っていることは理解できた。しかし、このまま継続していいのかどうか、心配に思う。もう少し効率的になるような業務整理が必要なのではないか。今の人員で最も効果的に活動できるような体制を検討していただければ、と思う。 例えば、民生委員とケアマネジャーの勉強会が各圏域でそれぞれ実施されているが、それを基幹包括が企画し、グループワークで意見を出し合い発表することで、地域の情報、守山市全体の課題を共有することにつながると思う。
事務局	民生委員とケアマネジャーとの研修会は基幹包括でも実施している。類似した事業が複数あるということになるので、整理する必要性を感じている。今後の課題としたい。
湧上委員	民生委員はそれ以外にもリーダー研修やグループの勉強会などを開催し、全体で情報共有できるような体制を作っている。
藤本委員	多頭飼育についてだが、知らない間に猫がたくさん増えているというケースが多いのかと思うが、何か打つ手があるのか、対策があるのであれば教えてほしい。
事務局	まずは今以上に数を増やさないこと、が一番。去勢手術は、費用負担もかかるので、経済的に厳しい場合は支払いを分割できるように相談しながら進めていく。会議を通じて学んだことだが、多頭飼育の問題は、動物管理センターにつないで引き取ってもらって終わりではない。動物管理センターは「殺処分ゼロ」を目指した取り組みをされており、ペットの問題は飼い主の

	責任であることを広めることに重きを置かれている。対応を困難にしている要因としては、当事者との話し合いのうえ問題解決を図る必要があるが、動物管理センターには高齢者の相談対応のスキルがなく、対応に苦慮されている。逆に、圏域センターには高齢者に対応するスキルはあるが、動物に対する知識がないということで、この問題はお互い協力して対応していくことが必要であるとの考えから会議の発足につながったもの。 多頭飼育の対策については、短期的には「去勢手術を受けさせる」「譲渡先を探す」「適正な飼育数に減らす」、となるが、長期的な視点から飼い主が若いうちから責任を持って飼う、ということはどう普及啓発していくか、ということが重要。今の高齢者は、近所から拾ってきて飼い始めたという人も多いが、猫は長くて20年ほど生きるもので、それまで面倒が見られるのか、ということ飼いを始める時点で理解していただく必要がある。 経済的に余裕があれば、何とかなる場合が多いが、そうでない場合が対応に苦慮している現実である。
兼松委員	職員の人員は増えたものの、業務内容も多く、苦勞されているのではないかと危惧する。精神的な余裕はあるか。
事務局	精神的な余裕、時間的余裕はある状況ではない。しかし、職員のスキルアップが図れたこと、従前からの職員配置と比較し、増員になったことで、これまで手が回せなかったところまで事業を展開できるようになった。また、事務員の配置により、業務の整理等ができ、専門職が外に出られる機会を確保できるようになった。
廣田委員	人員の欠員が続いていることは、問題と考えている。採用ができていないわけではないが、定着が難しい。 生産性、効率性の話になるが、相談記録の入力のシステムについて、個人情報との関係で難しいのかもしれないが、（出先で入力ができるようにするなど）もう少し利便性があがらないか。今の状態では出先で記録した相談記録を事務所で改めてシステムに入力する必要があると聞いている。入力の負担軽減ができると、その時間を相談業務に充てることができるのではないか。
事務局	システム（スマイルコンパス）の入力については、導入により対応記録の入力が楽になった、という声を聞いているが、現在使用しているシステムは端末の持ち出しができないため、出先での入力ができず不便であるということも事実。対応が可能かどうか確認して検討する。
清水会長	南部圏域のアウトリーチ活動について、地域の潜在的な課題とはどのようなものか。
事務局	これまでは圏域全体を地域として見ていたが、より小さい単位（自治会）に介入することで、自治会単位での住民の暮らしぶりや生活スタイルがわか

	ってきた。また、人の入れ替わりの多い自治会では、隣近所とのつながりがなく、孤立しているケースが見受けられ、民生委員や自治会長と連携し、つながりを作っていくような仕組みづくりを仕掛けているところ。
清水会長	中部圏域について、民生委員とケアマネジャーの連携の課題、とあるが具体的にどのような内容か、例示してあげられるものがあるか。
事務局	今回の交流会については、新任の民生委員が多かったため、ケアマネジャーの役割、民生委員の役割をまず説明し、お互いについて理解を進めるところから始めた。新任の民生委員に対し、「高齢者の相談で困ったらことがあればまずは圏域センターへ相談」、という流れを根付かせることに重きを置いた。今年度については、具体的な支援の動き方などの話ができればいいと考えている。
刈上委員	自分自身も交流会に参加していた。民生委員とケアマネジャーで共通認識をもつことは非常に大切であると日ごろから認識しており、その機会を持つことができたと考えている。
清水会長	北部の介護予防教室について、身体的面での講座は機器を使用した内容か、また筋力面については食事面でのアプローチも必要と考えるが、栄養面の内容は含まれているのか。
事務局	介護予防教室は毎年4回の連続講座で、昨年度は上下肢、栄養、聞こえをテーマに実施し、それぞれのテーマに対して専門職を講師（言語聴覚士、管理栄養士等）として実施した。
清水会長	圏域センターの事業を細かく説明してもらったが、すべてを行うのが地域包括支援センターではない。住民主体で動くことができるようなマネジメントすることが必要。地域に専門性をもっている人材がいるか、その方に動いていただくことができるか、そのような地域の専門職を組織化する、といった間接的なマネジメントも包括が行うべきこと。 業務については結果を振り返ることも必要。効果が思わしくなければ手法を変えるなどの検討も必要ではないか。

3 協議事項

(1) 圏域地域包括支援センターの次期委託の運営方針について

事務局	資料2-1、2-2、2-3に基づき説明。
小島委員	資料2-1のP2の6（1）について（圏域センターの設置個所および地域割等）、北部と南部の民生委員や住民から「圏域までの距離がある」という声を聞くことがある。但し書きの中で、高齢者人口の増加等により要検討、とあるが具体的に、どのような場面で、誰の発議により検討されるものなのか。
事務局	明確な基準は設けていないが、状況が大きく変わった場合にも現体制のま

	まで行くということではない、ということ。
湧上委員	身寄りのない高齢者の支援については、高齢者の権利擁護を進めていくこととなるが、成年後見制度の利用促進を進めるだけでは不十分と思う。制度の利用にあたっては、諸経費が必要になり、支払い能力がない場合は利用しにくい。身寄りのない方の支援は、賃貸住宅への入居の問題、身元保証、入院時の保証人や死後事務の問題など様々な課題への対応が必要。「成年後見制度の利用促進」だけで、終わらせずに運営方針に死後事務のこと等についてもしっかりと明記してほしい。
事務局	身寄りのない高齢者の支援については、市全体でその対応を協議していく必要がある。運営方針については、身寄りのない高齢者に対する支援全般ではなく、あくまで地域包括支援センターでの対応について、記載していく予定であり、ご理解いただきたい。
番川委員	資料2-2について（守山市地域包括支援センター運営方針案） 地域包括支援センターは虐待の予防について大きな役割があると考えている。自分が把握している事例で、虐待とまではいかないが、紹介したい事例がある。独居の母を、近隣に居住している息子（就労している）がケアしている。母は下肢筋力の低下もあり、ほぼ自宅にこもって生活をされ、息子が毎日お惣菜を購入し、届けている。それ以外のサービスは一切利用していない。息子と話をする機会があったが、息子自身は「自分は最善を尽くしてケアしている」、と考えておられる。働き盛りであることもあり、介護のサービスなどについて、情報を取る機会がない状況。しかし、母自身は一日中自宅にこもったままの生活であり、充実した生きがいのある生活を送るために、もうすこし何か検討できたら、もう少し息子に情報が届いていれば、と思わせる事例であった。 虐待の発見について、ケアマネジャーよりもサービス事業所の方がより早期にその芽を発見できるのではないかと思う。そこからの情報も吸い上げることができるように、虐待になる前に予防的に関わるような仕組みづくりについても検討してほしい。 P7「在宅療養手帳」について、とてもよくできている手帳だと思うが、どのくらい普及しているのか。経過用紙の補充、管理の主体などあいまいな部分がある。医師のコメントについても、治療の方針や処方薬についてまで記載があるとサービス事業所としては分かりやすく、助かると思った。
藤本委員	在宅療養手帳は作成した当初は多くの患者が使用し、医師もコメントを記載していた。それがいつからか、広がらなくなった。先日医師会の理事会でも話が出て、「在宅療養手帳」も、「エンディングノート」、ほかにも活用できる資源があり、整理ができていない状況。今後、医師会の理事会で協議を

	することになっている。
兼松委員	介護現場からの意見として、手帳は実際に活用している。サービス事業所が記載しているが、ここ１～２年程、往診時の記録も見られるようになった。すべての医師が記入しているわけではないようだが、何か変化がある際には記載があるので、記入がない場合は今の方針でよいのかな、と受け取っている。 また在宅療養手帳を使い始めるタイミングについては、複数のサービスが入るようになったタイミングで「(サービスの利用状況などを) 情報を一括管理するよう促し、利用を進めている。
藤本委員	医師の記載については、おそらく特定の医師だけが記載しているのではないかと思う。存在自体を知らない医師もいると思うので、そのあたりをどうするかは医師会で検討していく。
事務局	在宅療養手帳については医師会と相談しながら利活用について検討していく。
番川委員	P20 掲載の医療情報キットについて、あまり情報を持ち合わせておらず、地域の民生委員より情報を得た。冷蔵庫の中に入れておく聞いたが、中に入れる用紙はどのようなものか。自分で記入するのか。
小島委員	事業は民生委員の地域の見守り活動の延長から始まったもの。氏名、ご住所、民生委員、福祉協力員、緊急連絡先を記入した用紙をケースに入れて、冷蔵庫に保管しておく、といったもの。民生委員さんが日ごろから気にかけている人を対象としている。現在およそ1,800件程度の登録がある。定期的に市の広報や市社協のホームページで啓発をしている。
番川委員	内容の更新（お薬情報など）も必要と思うが、そのあたりはどうか。 せっかくよいものがあるので、もっと広まることを期待している。
湧上委員	更新は定期的に行っている。
小島委員	啓発活動に力を入れていく。

(2) 令和８年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務の委託について

事務局	資料３および別紙に基づき説明。
委員	質疑無し

４ その他 特記すべき事項なし

５ 閉会